

様式第5号 (第6条関係)

高知市議会議員 清水 浩二様

令和7年7月/日

会派名 参政党日本維新の会
代表者名 清水 浩二

第 / 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第 / 四半期政務活動費	500000
利 息	0
合 計	500000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	23530
研 修 費	0
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	0
広 報 広 聴 費	0
人 件 費	0
事 務 諸 費	0
合 計	23530

3 収支差引額 (繰越額)

金 276470

円

様式第7号（第6条関係）

活動内容報告書兼

政務活動費支出明細書

会派名：参政党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	令和4年4月15日(火)～4月16日(水)	
	支出先	月村菜一、JR四国、南海	
目的・内容・結果等	別府初婚後の親子関係と考える会 別府(1)、(2)担当者の面談 令和4年5月施行される政改法に 関する準備経過の把握のため 今後本市の取組を参考とする。		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	別府視察等に係る旅費・交通費	23,530
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		23,530
領収証書及び支払証明書添付枚数			2 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

様式第6号（第6条関係）

支払証明書

支払金額	金 23,530 円也
内 容	祖家に係る経道費
支払先	四国旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)
支払年月日	2025年4月15日、4月16日
理 由	☐ 下記の理由により、領収証書がありません。 ☒ 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 ☐ その他（下記のとおり） レシートに宛名の 未記入のため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 香取堂商店株式会社 代表者氏名 岡村 第一様 令和7年4月16日 依頼者氏名 岡村 第一	
上記のとおり支払ったことを証明します。 令和7年6月30日 会 派 名 香取堂商店株式会社 代表者氏名 岡村 第一	

領 収 書

Receipt
領収年月日 2025.4.15 登録番号: T1470001002014
金額 ￥11,110 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類

(30066 3枚)

四国旅客鉄道株式会社

高知駅M51発行

40067-01

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

駅No 5133065 領収書No 39
窓口No 4

領 収 書

様

金額 ￥12,420円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2025年4月16日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新大阪駅

現金出納社員

様式第8号 (第6条関係)

行政視察報告書

報告者氏名 (視察代表者) 野村 栄一

1 視察者氏名

野村 栄一			

2 視察期間 令和7年4月15日 ~ 令和7年4月16日

3 視察先、視察事項、選定理由、視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項、考察)
4月15日(火) 尾崎市	民法改正により 共同親権 親子 関係のおおきさ	民法施行に向けて本市の 関係機関で親子の機会 を設けた
4月16日(水) 大東市	工場のあり方 あり 両市と共同で 地域として位置 づけられる	//
月 日()		
月 日()		

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

別紙

視察に係る旅費交通費

月日	区 間 宿 泊 先	交通手段 支払区分	計算式・積算基準等	金 額 (円)
4/15	高知-新郷	JR		11110
4/16	新郷-高知	JR		12420
合 計				23530

※ 支出を伴わない移動（徒歩、相手方による送迎等）は記載不要。

※ 旅費は、高知市役所を出発地として計算。

別紙(1)

令和 7 年 3 月 17 日

尼崎市議会議長 様

別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会
会長 中村一夫

別居・離婚後の親子交流の取り組みに関する視察について（依頼）
このことについて、下記のとおり視察をしたいので対応くださるようお願い
します。

記

1 日時

令和 7 年 4 月 15 日(火)

14 時 00 分 ～ 15 時 30 分

2 参加者及び人数

参加者 別紙名簿参照

合計 13 名

3 視察内容

- ・親子交流支援事業を始めた経緯と財源について
- ・専門の支援員の人材確保について
- ・親子交流はどのような施設で行っているかについて

※ 別紙事前質問も参照

尼崎市への事前質問事項

- 親子交流支援事業を始めた「経緯」と「財源」についてお伺いします。きっかけはあったのでしょうか。また、財源には国や県の補助金があるのでしょうか。補助金があるならば、交付の要件も教えてください。
- 別居・離婚の両親の関係は難しいことが多いことから、親子交流の支援には専門性があった方が望ましいと思いますが、親子交流の支援員はどのような方があたっているのでしょうか。
- 親子交流は屋外・屋内を問わず自由に行うのが望ましいとはいえ、同居親は落ち着いて、安全性の高い施設を望むことも多いと思います。どのような施設で親子交流を行っているのでしょうか。
- 年間で実人数にすると何件くらい、また、延べ件数はどのくらい親子交流の実施があるのでしょうか。
- 支援対象者には、「こどもの連れ去り、配偶者暴力等のおそれがないこと。」とありますが、接近禁止などDV保護命令が出ている客観的な証明がある場合以外だと、どのようなケースが想定されるのでしょうか。(父母間に合意があり、子どもが望んでいるのが、支援対象なので、あまり事例は想定されないかも知れませんが)
- 別居親側からすると、同居親側の都合で、突然のキャンセルが多いという声もあります。この事業では、突然かつ代替日のないキャンセルも一定の件数はあるのでしょうか。
- 来年には婚姻外の共同親権の導入を含む改正民法が施行され、ニーズの増加も可能性としてはありえると思います。また、月1回は少ないという別居親の声もあります。今後は、支援回数を増やすなどの事業拡大はありえるのでしょうか。

別紙(2)

令和 7年 3月 17日

大東市議会議長 様

別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会

会長 中村一夫

別居・離婚後の親子関係に関する視察について（依頼）

このことについて、下記のとおり視察をしたいので対応くださるようお願い
します。

記

1 日時

令和 7年 4月 16日(水)

10時00分 ～ 11時30分

2 参加者及び人数

参加者 別紙名簿参照

合計16名

3 視察内容

- ・別居親の学校行事への参加
- ・保育園の入退園手続など

*別紙事前質問も参照

大東市への事前質問事項

- 別居親の学校（小中学校）の行事参加に関して、大東市議会での令和5年3月22日の答弁では「裁判所等から接近禁止命令が出されておられる場合を除いては、これは学校も拒むものではない」となっておりましたが、これは現在でも同じでしょうか。また、園（幼稚園・保育園・こども園）でも同じでしょうか。
- 学校と園の入退に関して、別居状態にあった場合、共同親権者の双方の同意を確認されているのでしょうか。
- 子育て改革のための共同親権プロジェクトという団体からのアンケート調査で、「連絡ツールや通知表、体力測定結果などの保護者に共有される情報について、子と別居している親から情報共有の求めがあった場合の対応をお答えください。」という設問に対して、「学校から市教委へ相談するように指導している」と回答されていますが、同居親と別居親のトラブルがありえるので、相談を勧めているのでしょうか。

*視察項目の「別居親の学校行事への参加」「保育園の入退園手続など」に関しては、試行錯誤中でもあると思うので、正確な回答を教えて欲しいというよりも、当議連の会員と率直な意見交換をさせていただければと思います。